

株 主 各 位

(本店所在地)
広島市中区紙屋町二丁目1番18号
(本社事務所)
大阪市北区堂島一丁目5番17号
株式会社 エディオン
代表取締役社長 久保允 啓

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月27日(水曜日)午後6時30分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月28日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー15階「トパーズ」
(末尾の「第11回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第11期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役8名選任の件
4. その他株主総会招集に関する事項
議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会日の3日前(平成24年6月24日)までに、その旨と理由を書面によりご通知ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.edion.co.jp>)へ掲載させていただきます。

事業報告

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災の影響により大きく落ち込んでいた生産や個人消費に緩やかな回復の兆しが見られたものの、原発事故とそれに伴う電力不足、欧州の金融危機、円高・株安の進行、タイの洪水被害、また原油価格の高騰など様々な懸念材料が相次いで生じ、先行きの不透明なまま推移いたしました。

当家電小売業界におきましては、平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行（東北3県を除く）までは、買替え需要によってテレビやブルーレイレコーダなどが好調に推移いたしました。その後はその反動と単価下落があいまって低迷が続きました。また、前連結会計年度で終了した家電エコポイント制度の反動もあり、総じて厳しい経営環境となりました。一方でスマートフォンについては、新機種の発表が相次いで人気も高まり、従来型の携帯電話からの買替えが進んで好調に推移いたしました。

こうした中で当企業グループにおきましては、オール電化、リフォーム、太陽光発電システムなどを取り扱う「エコ・リビングソーラー事業」の展開を進め、また好調なスマートフォンを中心とする携帯電話事業についても拡販を進め、売上の拡大に努めました。また、平成23年10月に㈱サンキューの株式を追加取得して100%子会社化したほか、組織改革とロジスティクスセンターの再編にも着手し、グループ全体でより経営効率の改善が図れる体制を整えました。

前述の結果による当連結会計年度における営業店舗の状況と連結業績の概況は以下のとおりとなりました。

営業店舗の状況

	前 期 末	増 加	減 少	差 引	当 期 末
直 営 店	415店	13店	3店	10店	425店
F C 店	715店	53店	17店	36店	751店
合 計	1,130店	66店	20店	46店	1,176店
直営店売場面積	1,028,029㎡	28,113㎡	16,558㎡	11,555㎡	1,039,584㎡

(注) 直営店売場面積の減少には、閉鎖店3店舗の他に、規模縮小による減少6,091㎡が含まれております。

連結業績の概況

(1) 連結売上高

当連結会計年度の連結売上高は7,590億25百万円(前期比84.2%)となりました。これは前連結会計年度までの家電エコポイント制度の反動による減少及び地上デジタル放送への完全移行後のテレビの不振と単価の下落等によるものであります。

(2) 営業利益

当連結会計年度の営業利益は92億86百万円(前期比35.3%)となりました。これは収益の確保を図るため148億72百万円の販売費及び一般管理費の削減を行いましたが、売上高の大幅な減少による利益の減少を補いきれなかったこと等によるものであります。

(3) 経常利益

当連結会計年度の経常利益は163億84百万円(前期比47.6%)となりました。これは主に営業利益の減少に伴うものであります。

(4) 当期純利益

当連結会計年度の当期純利益は36億97百万円(前期比22.8%)となりました。これは減損損失39億91百万円と課徴金納付額40億47百万円を特別損失に計上したこと等によるものであります。

(単位：百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期	増減額	前期比増減率(%)
連結売上高	901,010	759,025	△141,984	△15.8
営業利益	26,339	9,286	△17,053	△64.7
経常利益	34,435	16,384	△18,051	△52.4
当期純利益	16,211	3,697	△12,514	△77.2

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

企業集団の商品別連結売上高

区分	前連結会計年度 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで		当連結会計年度 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで		前期比
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	(%)
家電					
テレビ	208,225	23.1	99,590	13.1	47.8
ビデオ・カメラ	70,241	7.8	57,515	7.6	81.9
オーディオ	30,453	3.4	24,918	3.3	81.8
冷蔵庫	47,801	5.3	40,889	5.4	85.5
洗濯機・クリーナー	47,010	5.2	46,960	6.2	99.9
電子レンジ・調理家電	35,438	3.9	33,795	4.5	95.4
理美容・健康器具	26,449	2.9	26,838	3.5	101.5
照明器具	7,554	0.8	9,875	1.3	130.7
エアコン	61,843	6.9	51,669	6.8	83.5
その他空調機器	23,694	2.6	24,890	3.3	105.0
その他	23,951	2.7	23,496	3.1	98.1
小計	582,663	64.6	440,439	58.1	75.6
情報家電					
パソコン	54,855	6.1	53,368	7.0	97.3
パソコン関連商品	53,683	6.0	51,261	6.8	95.5
携帯電話	51,730	5.7	61,758	8.1	119.4
その他	12,272	1.4	13,741	1.8	112.0
小計	172,541	19.2	180,129	23.7	104.4
その他					
ゲーム・玩具	27,838	3.1	25,110	3.3	90.2
音響ソフト・楽器	8,731	1.0	6,602	0.9	75.6
住宅設備	22,174	2.5	30,300	4.0	136.6
家電修理・工事収入	35,689	4.0	31,164	4.1	87.3
その他	51,370	5.6	45,277	5.9	88.1
小計	145,804	16.2	138,455	18.2	95.0
合計	901,010	100.0	759,025	100.0	84.2

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当社は、当連結会計年度において、転換社債型新株予約権付社債の繰上償還請求の原資として、平成23年5月2日に㈱三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローンを組成し120億円を調達いたしました。

また、子会社株式取得費用として、平成23年9月30日に㈱三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローンを組成し60億円を調達いたしました。

さらに、既存の借入金の借換資金として、平成24年2月29日に㈱三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローンを組成し120億円を調達いたしました。

(2) 設備投資

当連結会計年度において実施した設備投資額は91億63百万円であり、その主なものは当連結会計年度中に完成した次の店舗となっております。

区分	設備名	所在地	開店日	増減面積
新設	ミドリあべのキューズモール店	大阪市阿倍野区	H23.04.26	1,977
	エイデン千曲店	長野県千曲市	H23.06.24	993
	デオデオイオンモール大牟田店	福岡県大牟田市	H23.09.23	2,639
	デオデオ鴨方店	岡山県浅口市	H23.09.30	1,017
	エイデン新中島店	名古屋市中川区	H23.10.21	1,945
	エイデン上田しおだ野店	長野県上田市	H23.11.03	2,309
	ミドリ寺町店	京都市下京区	H23.11.18	2,047
	ミドリベルファ都島店	大阪市都島区	H23.12.02	2,777
	エイデン松本村井店	長野県松本市	H23.12.02	1,478
	ミドリ和田山店	兵庫県朝来市	H23.12.09	1,226
	デオデオ到津店	北九州市小倉北区	H24.02.24	2,487
	デオデオ瀬戸内店	岡山県瀬戸内市	H24.03.09	983
	ミドリ北大路ビブレ店	京都市北区	H24.03.23	1,322
	移転	デオデオイオンモール新居浜店	愛媛県新居浜市	H23.04.22
エイデックロスガーデン富士中央店		静岡県富士市	H23.06.17	△1,944
イシマル西上尾店		埼玉県上尾市	H23.10.07	1,602
増床	100満ボルト金沢本店	石川県野々市市	H23.12.02	1,515

(3) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当社は、平成23年4月1日付で㈱コムネットを吸収合併しております。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社は、平成23年10月3日付で㈱サンキューの株式を追加取得し、100%子会社としております。

1-3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第8期	第9期	第10期	第11期
	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
売 上 高(百万円)	803,004	820,030	901,010	759,025
経 常 利 益(百万円)	11,751	19,612	34,435	16,384
当期純利益又は当期 純損失(△)(百万円)	△13,506	9,323	16,211	3,697
総 資 産 額(百万円)	387,136	403,180	403,399	362,653
純 資 産 額(百万円)	135,583	141,642	155,947	144,229
1株当たり純資産額 (円)	1,149.25	1,237.96	1,376.18	1,384.69
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失(△)(円)	△127.90	89.60	157.76	35.87
自 己 資 本 比 率 (%)	31.3	31.7	35.0	39.5

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。

(2) 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区 分	第8期	第9期	第10期	第11期
	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
営業収益又は売上高(百万円)	13,649	14,884	430,114	667,768
経 常 利 益(百万円)	3,718	3,351	14,973	13,094
当 期 純 利 益(百万円)	1,402	2,339	34,137	2,392
総 資 産 額(百万円)	282,845	288,059	373,565	346,821
純 資 産 額(百万円)	120,662	119,986	137,563	138,515
1株当たり純資産額 (円)	1,142.69	1,162.61	1,339.76	1,335.43
1株当たり当期純利益 (円)	13.28	22.48	332.19	23.21
自 己 資 本 比 率 (%)	42.7	41.6	36.8	39.9

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出してしております。

なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式を除いて算出してしております。

3. 第10期における売上高等の大幅な増加は、平成22年10月1日付で懶エディオンEAST及び懶エディオンWESTを吸収合併したことによるものであります。

1-4. 対処すべき課題

当企業グループをとりまく環境は、市場規模の縮小により厳しい経営環境となっており、先行きの見通せない状況が続いております。こうした中、当企業グループでは、(1)成長性の追求、(2)経営体質の強化及び(3)コンプライアンスの徹底に努め、収益力の向上と、健全かつ持続的な発展に向けて取り組んでまいります。

(1) 成長性の追求

成長性を追求するため、新規出店の強化に加え、新規成長分野である携帯電話事業及びエコ・リビングソーラー事業、またその他の新規事業に積極的に取り組み、さらなる収益の拡大に向けて取り組んでまいります。

新規出店については、中部以西におけるさらなる基盤強化のため、地域内で相対的にシェアの低いエリアへ積極的に出店し、シェア拡大による売上増加、収益性の向上に努めてまいります。

携帯電話事業については、好調なスマートフォンを中心に売場を拡大し、またアクセサリーを充実させることにより楽しさをアップさせ、集客効果を高めて拡販に努めてまいります。

エコ・リビングソーラー事業については、子会社の㈱サンキューハウスシステムを平成24年4月1日付で㈱エディオハウスシステムに社名変更し、太陽光発電システムについて、現在の一般家庭向け製品だけでなく、産業用のメガソーラーまで幅広く事業展開を行うための体制を整えました。また、今後もさらに、販売及び工事の人材育成を強化し、販売力の強化に取り組んでまいります。

そのほか新規事業として、家電量販店としては初の開発・販売となる、小型・一般の店舗やビル、集合住宅向けのエネルギーを監視・制御できる管理システム「エディスマ・エネルギー管理システム」の提供を開始いたします。お客様はこのサービスを導入することにより、パソコンやスマートフォンで電力使用状況が把握でき、消費電力の制御等が行えるようになります。当社は節電に関するアドバイスやアイデアの提供を行い、製品の販売だけでなく、家庭や企業の電力抑制を常に考えられる事業としてさらなる展開を図ってまいります。

(2) 経営体質の強化

経営体質の強化を図るため、平成23年10月に㈱サンキューの株式を追加取得し100%子会社とし、グループ全体でより効率の改善を図れる体制としました。

平成24年4月1日には組織改革も行い、より迅速な営業政策の実施、顧客満足度の向上、管理部門の一元管理、そして経営基盤の強化が行える体制を整えました。また、予算管理を着実にを行うことにより、経費の削減についても積極的に取り組むことで、販売管理費比率を改善し、ローコストな運営を実現してまいります。

(3) コンプライアンスの徹底

当社は、公正取引委員会から、独占禁止法第2条第9項第5号（優越的地位の濫用）に該当し、同法第19条の規定に違反する行為（不公正な取引方法）を行っていたとして、平成24年2月16日付で排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。これらの命令につきましては、当社の認識と異なりますが、命令を受けた事実については、厳粛に受け止め、コンプライアンスの一層の徹底に取り組んでまいります。社内研修を通して社員一人一人が認識を深め、一層の法令遵守をできるように社内体制を整備し、また内部統制の強化も行い、健全かつ持続的な発展ができるよう徹底した取り組みを行ってまいります。

なお、両命令について、公正取引委員会に対し、独占禁止法第49条第6項及び同法第50条第4項の規定に基づき審判を請求しており、現在審判手続に入っております。

1-5. 主要な事業内容

当企業グループは、㈱エディオオン、連結子会社6社（㈱エディオオンコミュニケーションズ、㈱エヌワーク、エム・イー・ティー特定目的会社、㈱サンキュー、㈱サンキューハウスシステム、㈱ミスターコンセント）並びに持分法適用関連会社3社（㈱ふれあいチャンネル、㈱サンフレッチェ広島、㈱マルニ木工）で構成され、家庭電化商品及び情報通信機器の販売を主な事業とし、北海道から沖縄まで広範囲にわたり家電量販店を展開しております。

なお、㈱サンキューハウスシステムは、平成24年4月1日付で㈱エディオオンハウスシステムに社名変更をしております。

1-6. 企業集団の主要拠点等及び使用人の状況

(1) 企業集団の主要拠点等(平成24年3月31日現在)

事業所名等	主な業務	当連結会計年度末現在の店舗数			当連結会計年度中の店舗増減数		
		直営店	FC店	計	直営店	FC店	計
イシマル	家庭電化商品等の販売	11	0	11	0	0	0
エイデン	家庭電化商品等の販売	104	101	205	3	15	18
ミドリ	家庭電化商品等の販売	87	51	138	5	28	33
デオデオ	家庭電化商品等の販売	123	598	721	3	△7	△4
サンキュー	家庭電化商品等の販売	48	1	49	△2	0	△2
エディオン コミュニケーションズ	携帯電話等の販売	45	0	45	1	0	1
家電事業小計		418	751	1,169	10	36	46
ホームエクスポ	ホームセンター商品等の販売	7	0	7	0	0	0
合計		425	751	1,176	10	36	46

(2) 企業集団及び事業報告作成会社の使用人の状況(平成24年3月31日現在)

① 企業集団の状況

従業員数 9,759名

② 事業報告作成会社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8,502名	121名(増)	38歳0か月	12年11か月

(注) 1. 平均勤続年数はグループ会社での勤続年数を通算しております。

2. 従業員数には臨時従業員は含まれておりません。

1-7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	設立年月	資本金 百万円	当議決権比率 %	主要な事業内容
㈱エディオン コミュニケーションズ	名古屋市 千種区	平成12年 5月	300	100.0	携帯電話等の販売
㈱エヌワーク	名古屋市 千種区	昭和48年 12月	30	100.0	電算システムの運営及び開発
エム・イー・ティー 特定目的会社	東京都 千代田区	平成13年 5月	5,900	—	資産流動化計画に基づく特定資産の管理
㈱サンキュー	福井県 福井市	昭和51年 11月	10	100.0	家庭電化商品等の販売
㈱サンキュー ハウスシステム	石川県 野々市市	平成14年 6月	20	100.0	建築工事の設計・施工 住宅リフォーム等
㈱ミスター コンセント	福井県 福井市	平成9年 4月	10	100.0	家庭電化商品等の修理

(注) 1. 当社は、平成23年4月1日付で㈱コムネットを吸収合併しております。

2. 前連結会計年度において連結子会社であった㈱サンキュー高島屋他144社は、平成23年9月1日付で連結子会社である㈱サンキューに吸収合併されております。

3. 当社は、平成23年10月3日付で㈱サンキューの株式を追加取得し、100%子会社としております。

4. 当社は、㈱サンキューハウスシステム及び㈱ミスターコンセントの株式を平成23年10月3日付で取得しております。

5. ㈱サンキューハウスシステムは、平成24年4月1日付で㈱エディオンハウスシステムに社名変更しております。

6. ㈱サンキューは、平成24年4月1日付で㈱ミスターコンセントを吸収合併しております。

1-8. 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	7,000
株 式 会 社 広 島 銀 行	5,950
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,105
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 を エージェン特とするシンジケート団#1(注)1	9,200
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 を エージェン特とするシンジケート団#2(注)2	8,000
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 を エージェン特とするシンジケート団#1(注)3	2,000
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 を エージェン特とするシンジケート団#2(注)4	7,200
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 を エージェン特とするシンジケート団#3(注)5	5,500
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 を エージェン特とするシンジケート団#4(注)6	12,000
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 を エージェン特とするシンジケート団#5(注)7	17,400
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 を エージェン特とするコミットメントライン	12,000

百万円

- (注) 1. 株式会社三井住友銀行をエージェン特とするシンジケート団#1は、株式会社大垣共立銀行他全32行で構成されております。
2. 株式会社三井住友銀行をエージェン特とするシンジケート団#2は、三井住友信託銀行株式会社他全15行で構成されております。
3. 株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェン特とするシンジケート団#1は株式会社中京銀行他全6行で構成されております。
4. 株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェン特とするシンジケート団#2は三菱UFJ信託銀行株式会社他全17行で構成されております。
5. 株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェン特とするシンジケート団#3は株式会社みずほ信託銀行他全23行で構成されております。
6. 株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェン特とするシンジケート団#4は株式会社みずほコーポレート銀行他全31行で構成されております。
7. 株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェン特とするシンジケート団#5は株式会社広島銀行他全34行で構成されております。

1-9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項(平成24年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株
- ② 発行済株式の総数 105,665,636株
- ③ 株主数 23,287名
- ④ 大株主の状況(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
エディオングループ社員持株会	7,319 ^{千株}	7.07 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,611	6.39
株 式 会 社 ダ イ イ チ	5,599	5.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,680	4.52
興 富 株 式 会 社	3,969	3.83
久 保 允 誉	2,011	1.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,864	1.80
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,811	1.75
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,692	1.63
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	1,624	1.57

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は自己株式2,126,650株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は自己株式を除いて算出しております。

3. 新株予約権等に関する事項

3-1. 転換社債型新株予約権付社債の発行について

当社は、平成20年4月23日開催の当社取締役会において、2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。)の発行を決議し、平成20年5月9日に発行いたしました。

(1) 社債の名称

株式会社エディオン2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債

(2) 本社債の総額

15,000,000,000円及び代替新株予約権付社債券(本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(3) 本新株予約権の総数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、3,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を5,000,000円で除した個数の合計数

(4) 当初転換価額

1,353円

(5) 本社債の利率

利息は付さない。

(6) 発行決議日

平成20年4月23日

(7) 払込期日及び発行日

平成20年5月9日

(8) 本新株予約権を行使することができる期間

平成20年5月23日から平成25年4月26日の銀行営業終了時(スイス時間)までとする。

(9) 償還期限

平成25年5月10日

(10) 募集に関する事項

① 単独ブックランナー兼共同主幹事引受会社であるDaiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch及び共同主幹事引受会社であるNomura Bank(Switzerland)Ltd.の総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場(ただし、アメリカ合衆国を除く。)における募集

② 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)

本社債の額面金額の102.5%

(11) 繰上償還の状況

① 繰上償還の期日 平成23年5月9日（スイス時間）

② 繰上償還の理由

本社債の要項に規定された本社債所持人の選択による繰上償還

③ 繰上償還の内容

償還前残存額面総額 15,000百万円

繰上償還総額 13,235百万円

償還後残存額面総額 1,765百万円

3-2. 新株予約権の状況

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する新株予約権の状況(平成24年3月31日現在)

当社は、平成21年6月26日開催の当社第8回定時株主総会における決議に基づき、平成21年7月15日開催の取締役会において新株予約権の募集事項を決定し、平成21年8月6日に発行いたしました。

① 新株予約権の数 3,000個

② 新株予約権の目的となる株式の種類と数

当社普通株式 300,000株(新株予約権1個につき100株)

③ 新株予約権の払込金額 無償

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり59,700円(1株当たり597円)

⑤ 権利行使期間

平成23年8月7日から平成26年8月6日まで

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前述の(ア)記載の資本金等増加限度額から前述(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦主な行使条件

- (ア)新株予約権者は、当該新株予約権の発行に係る取締役会において割当を受ける当初の新株予約権者において、これを行行使することを要する。
- (イ)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (ウ)新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年により退職した場合には、この限りではない。

平成24年3月31日現在保有状況

取締役 10名 新株予約権の数 2,680個

監査役 1名 新株予約権の数 100個

(注)平成21年8月6日に発行した新株予約権の数より220個減少しておりますが、これは、平成22年6月29日開催の第9回定時株主総会にて追加選任された取締役4名の保有する新株予約権360個の増加分及び平成23年6月29日付で退任した取締役2名の保有する新株予約権580個の減少分の差異であります。

また、監査役1名の保有する新株予約権は、平成23年6月29日付で取締役を退任し、同日開催の第10回定時株主総会にて選任された監査役の保有するものであります。

(2)当事業年度末日に当社及び子会社の従業員が有する新株予約権の状況(平成24年3月31日現在)

当社は、平成21年6月26日開催の当社第8回定時株主総会における決議に基づき、平成21年7月15日開催の取締役会において新株予約権の募集事項を決定し、平成21年8月6日に発行いたしました。

①新株予約権の数 12,700個

②新株予約権の目的となる株式の種類と数

当社普通株式 1,270,000株(新株予約権1個につき100株)

③新株予約権の払込金額 無償

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり59,700円(1株当たり597円)

⑤権利行使期間

平成23年8月7日から平成26年8月6日まで

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

(ア)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(イ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前述の(ア)記載の資本金等増加限度額から前述(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦主な行使条件

(ア)新株予約権者は、当該新株予約権の発行に係る取締役会において割当を受ける当初の新株予約権者において、これを行行使することを要する。

(イ)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(ウ)新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年により退職した場合には、この限りではない。

平成24年3月31日現在保有状況

従業員の人数 656名

新株予約権の数 12,330個

(注)平成21年8月6日に発行した新株予約権の数より370個減少しておりますが、これは、平成22年6月29日開催の第9回定時株主総会にて追加選任された取締役4名の保有する新株予約権360個の減少分、平成23年6月29日付で退任した取締役2名の保有する新株予約権580個の増加分、退職者が保有していた新株予約権340個の減少分及び当事業年度中に権利行使された新株予約権250個の差異であります。

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役及び監査役の状況(平成24年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	久 保 允 誉	
代表取締役副社長	岡 嶋 昇 一	
取締役副社長	友 則 和 寿	情報システム本部長
専務取締役	藤 川 誠	総務人事本部長 兼 法務室長
取 締 役	船 守 精 一	営業本部長
取 締 役	加 藤 徳 寿	商品本部長 兼 商品管理部長
取 締 役	麻 田 祐 司	財務経理本部長 兼 経理部長 兼 管理部長 兼 I R 部長
取 締 役	山 崎 徳 雄	経営企画室長 兼 広報部長
取 締 役	松 山 保 夫	物流サービス本部長
取 締 役	湯 山 隆 司	店舗開発本部長
常勤監査役	梅 原 正 幸	
監 査 役	佐々木 正 弘	
監 査 役	異 相 武 憲	弁護士、旭化学工業株式会社社外監査役
監 査 役	沖 中 隆 志	税理士

(注) 1. 監査役異相武憲、監査役沖中隆志の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 常勤監査役梅原正幸氏は、長年にわたり経営管理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 監査役佐々木正弘氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 監査役異相武憲氏は、弁護士の資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 監査役沖中隆志氏は、税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当該事業年度中の取締役及び監査役の異動

取締役中口雄司、取締役松田浩二の両氏は、平成23年6月29日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

取締役梅原正幸氏は、平成23年6月29日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任し、監査役に選任され就任いたしました。

監査役高橋圭治氏は、平成23年6月29日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

7. 当社は、監査役異相武憲、監査役沖中隆志の両氏を証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。

4-2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	13	705百万円	
監 査 役	5	40百万円	(うち社外監査役2名、12百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月29日開催の第9回定時株主総会において、使用人分給与を含まず年額8億円以内とご承認いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第5回定時株主総会において、年額1億円以内とご承認いただいております。
3. 取締役の報酬等の額には、平成23年6月29日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名の在任中の報酬等の額が含まれております。
4. 監査役の報酬等の額には、平成23年6月29日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
5. 監査役梅原正幸氏は、平成23年6月29日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、監査役に就任したため、報酬等の額と人数につきましては、監査役在任期間は監査役に、取締役在任期間は取締役に含めて記載しております。
6. 上記報酬等の額には、役員賞与45百万円(取締役45百万円)を含めております。
7. 上記報酬等の額には、ストック・オプション8百万円を含めております。
8. 上記のほか、使用人兼務取締役に對し使用人分給与5百万円を支給しております。

4-3. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼職会社名	兼職の内容	当社と兼職会社との関係
社外監査役	異 相 武 憲	旭化学工業株式会社	社外監査役	特別な関係はありません。

4-4. 社外役員の名な活動状況

氏名	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
異相武憲 (社外監査役)	当事業年度に開催した26回の取締役会のうち20回に出席、また、5回開催した監査役会のすべてに出席いたしました。	取締役会、監査役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と面談し、これらの場において弁護士としての知見・経験も踏まえた発言を行っております。
沖中隆志 (社外監査役)	当事業年度に開催した26回の取締役会のうち24回に出席、また、5回開催した監査役会のすべてに出席いたしました。	取締役会、監査役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と面談し、これらの場において税理士としての知見・経験も踏まえた発言を行っております。

(注) 当社は、公正取引委員会から、独占禁止法第2条第9項第5号(優越的地位の濫用)に該当し、同法第19条の規定に違反する行為(不公正な取引方法)を行っていたとして、平成24年2月16日付で排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。

本件に関しましては、社内調査委員会を設置し事実関係の調査等を行うとともに、公正取引委員会の調査にも協力してまいりました。

監査役異相武憲、監査役沖中隆志の両氏は、社内調査委員会からの報告を受け、社外監査役として適切な助言・指導を行う等、対応に努めております。

4-5. 責任限定契約

(責任限定契約の内容)

当社は、平成18年6月29日開催の第5回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当社が、当該規定に基づき社外監査役異相武憲氏及び沖中隆志氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

社外監査役の責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき各社外監査役との間で同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結し、その賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 氏名又は名称

新日本有限責任監査法人

5-2. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---|-------|
| ①当社の公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 85百万円 |
| ②当社の公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 2百万円 |
| ③当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
(注)公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の内容
セミナー講師の対価等 | 87百万円 |

5-3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求に基づいて会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役会において「業務の適正を確保するための体制」、いわゆる「内部統制システムの基本方針」を次のとおり決議しております。

(総論)

当社グループが掲げる「サービス型小売業」は、株主の皆様、お客様、地域社会、お取引先様、従業員などの利害関係者（ステークホルダー）からいただく信頼の上に成り立つ地域密着型ビジネスモデルを目指すものです。

サービス型小売業として地域社会に受け容れられ、広くご愛顧をいただくために次の3項目を事業運営の基本的な指針として位置付けております。

第一に、取締役・従業員のコンプライアンス（法令遵守）はもとより、地域社会のよき一員として企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を踏まえた事業活動を行います。

第二に、ステークホルダー（とりわけ株主様）から見た経営施策の合理性・納得性と意思決定プロセスの透明性を確保するとともに、ステークホルダーに向けたアカウンタビリティ（説明責任）を十分に果たします。

第三に、迅速的確な意思決定、強力な業務執行のできるトップマネジメント体制づくり、現場情報とステークホルダーのご意見・ご要望がタイムリーにトップマネジメントに達する社内コミュニケーション向上に努力いたします。

当社グループでは、これらを合わせて内部統制の課題として認識し、以下の基本方針をもって内部統制システムの整備に努めてまいります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) エディオングループ倫理綱領の制定と周知

上記3項目の基本的な事業運営指針を「エディオングループ倫理綱領」として成文化している。さらに、これを具体的に解説した「倫理・コンプライアンスマニュアル」、カード型パンフレット「倫理綱領カード」を制定し、役員、従業員が法令・社会倫理の遵守に努める。

社長は、経営方針発表会をはじめとする会議や研修において本綱領の理念を役員、従業員に直接伝えるよう努める。

エディオングループ倫理綱領

私たちエディオングループ役員、社員一同は、ここに「エディオングループ倫理綱領」を制定し、お客様に安心と信頼をいただくべく、その社会的責任を自覚し、法令と健全な社会習慣を遵守するとともに、高い倫理観と良識を踏まえて行動します。社長をはじめとする経営者は本綱領の精神を常に自らに問い、率先垂範と周知徹底に努め、これに反する事態に際しては問題解決と再発防止に全力で対応するとともに迅速な説明と厳正な対処を行います。

1. お客様に最高の満足と安心をご提供します
2. お客様本位の公正な競争を行います
3. お取引先様と透明な取引を行い、お互いの発展に努めます
4. お客様、お取引先様の個人情報、企業機密を厳正に取り扱います
5. 政治、行政等と健全かつ正常な関係を保ちます
6. 企業情報を適時適切に開示します
7. 環境問題に積極的に取り組みます
8. よき企業市民として地域社会との協調を図ります
9. 反社会的勢力とかかわりません
10. 働きやすい職場、社員の公平・公正な処遇と能力開発に努めます

(2) コンプライアンス統括責任者及びコンプライアンス委員会の設置

当社社長をコンプライアンス統括責任者とし、その指揮の下に、「コンプライアンス委員会」を設置し必要に応じて開催する。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当役員を委員長とし、総務人事統括部を事務局とする。また、当社及び各子会社の総務・人事担当、内部監査担当、その他関係する各部門から委員長が委員を指名し、常勤監査役も出席する。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する重要な問題をグループ横断的に審議し、コンプライアンス統括責任者経由で取締役会に報告するとともに、コンプライアンス強化施策の立案及び遵守状況の点検を行う。

また、必要に応じて弁護士事務所とも意見交換し、経営の意思決定や日常業務にかかわるコンプライアンスに関してアドバイスを受ける。

さらに、内部通報規程に基づいてコンプライアンス事務局又は弁護士事務所直結のホットライン(匿名可)を設置し、コンプライアンス違反の早期発見と再発防止に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報（文書及び電磁的データ）の保存及び管理は、取締役会で決定する文書管理規程に基づき、総務担当取締役が責任者としてこれを行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び各子会社のリスクを総括的に管理する「リスク管理委員会」を設置するとともに、リスク管理規程を定め、リスクの種類毎に責任部署を定める。

リスク管理委員会は、リスク管理担当役員を委員長とし、総務人事統括部を事務局とする。また、当社及び各子会社の総務・人事担当、内部監査担当、その他関係する各部門から委員長が委員を指名し、常勤監査役も出席する。

リスク管理委員会は、リスクに関する重要な問題をグループ横断的に審議し、コンプライアンス統括責任者経由で取締役会に答申又は報告するとともに、リスク予防策、対応策の立案及び管理状況の点検を行う。また、必要に応じて弁護士事務所とも意見交換し、経営の意思決定や日常業務にかかわるリスクに関してアドバイスを受ける。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 事業計画の策定と迅速な進捗管理

当社及び各子会社は、経営環境の見通しに基づいて中期経営計画及び年度事業計画を取締役会で審議決定する。営業部門、商品部門又は管理部門を所管する取締役は、これらの計画に基づいて具体的な部門施策とその効率的な実施に向けた業務遂行を指揮する。また、これらの事業計画の予算に対する実績は月次で系統的に集計管理し、各取締役及び取締役会にすみやかに報告される。

(2) 経営会議及び常務会による重要事項の機動的審議と情報共有

基本的に月2回開催する取締役会のほかに経営会議及び常務会を設置し、重要案件を事前に機動的かつ十分に審議するとともに取締役相互の情報共有を図る。

経営会議は当社社長を議長とし、取締役、当社関係部長で構成され、基本的には毎週1回定期開催する。常務会は当社社長を議長とし、役付取締役以上で構成され、適宜開催される。

なお、取締役会、経営会議及び常務会は、必要に応じてテレビ会議形式で機動的に開催する体制とする。

(3) 業務分掌・職務権限の明確化

期首又は組織改編のつど、各規程の見直しを行い、取締役及び職制の決裁権限を常に明確にするとともに、経営環境や経営計画に応じて決裁権限の強化又は委譲を行う。

(4) 社外アドバイザーの活用

弁護士事務所、会計事務所及び外部シンクタンク等からの提言を得て、テーマに応じて取締役が業務執行に際してアドバイザーとして活用できる体制とする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社におけるコンプライアンス推進担当者任命

「エディオングループ倫理綱領」、「倫理・コンプライアンスマニュアル」及び「倫理綱領カード」は、子会社すべてに適用・配布する。

各子会社総務・人事担当部長はコンプライアンス推進担当者として子会社におけるコンプライアンスの指導・推進、相談及びコンプライアンス事務局との連絡を担当する。

また、各子会社におけるリスクマネジメントについてもコンプライアンスと同様の運用を行う。

(2) 当社及び子会社に対する内部監査

当社内部監査室は、当社及び各子会社を対象として内部監査を実施し、結果を当該子会社社長及び当社取締役会に報告する。

(3) 関係会社管理規程に基づくグループ経営の遂行

関係会社管理規程により、子会社の独自性を尊重しつつ、子会社の経営にかかる重要事項について当社取締役会等への定期的な報告を求めるとともに、特定の事項については当社の承認を必要とする旨を規定して子会社の経営を管理する。

(4) コンプライアンス委員会、リスク管理委員会の実施

コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を開催し、内部統制システムやリスク管理の状況を報告し合うとともに、法令改正等を踏まえた規程整備等についての情報共有とすりあわせを行う。

(5) 当社からの子会社に対する不当要求のチェック体制

コンプライアンス違反に相当する不当な取引要求又は施策の命令は当社取締役会内及び当社コンプライアンス体制に従って厳重にチェックされる。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補佐する使用人スタッフは、必要に応じて任命するものとし、当該人選については監査役会と協議し、取締役からの独立性を確保するよう人事的な配慮を行う。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

監査役に対して取締役及び使用人の報告すべき事項は、法定の事項に加え、監査役会の決定する監査役会規程に規定する。基本的な項目は、当社及びグループ内各社の経営に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス委員会の審議事項、内部通報の状況、内部監査の状況、リスク管理に関する重要事項、経営会議における審議事項及び常務会における審議事項とする。報告の方法等の運営事項については、コンプライアンス委員会事務局と監査役の協議に基づいて決定するものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための事項

監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて委員としてコンプライアンス委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は関係する使用人に説明を求めるものとする。

また、監査役会として当社の監査法人から会計監査内容の報告を受けるとともに、監査に関する情報の交換を定期的に行う。

9. 財務報告の適正性を確保する体制

- (1) 当社及び各子会社は、財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針として内部統制規程を制定し、当該基本方針を遵守した業務執行により財務報告の適正性を確保する。
- (2) 当社及び各子会社は、財務報告の重要事項に虚偽記載が発生するリスクを管理し、低減・予防するための適切な体制の運用・整備・改善を行うとともに、各事業年度において財務報告の適正性を確保する体制を評価し、その結果を報告する。

10. 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

- (1) 当社及び各子会社は、「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」及び同基本方針に基づき制定された「反社会的勢力による被害防止規程」を遵守し、反社会的勢力との関係を遮断する。
- (2) 当社及び各子会社は、「反社会的勢力による被害防止規程」所定の業務を誠実に遂行し、反社会的勢力との関係を遮断するための体制の円滑な運用を確保する。
- (3) 内部監査室は、反社会的勢力との関係を遮断するための体制の運用を監査する。

7. 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は上場企業のため、株主・投資家の皆様は、当社株式の取得を自由に証券市場で行うことができます。そのため、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても一概に拒否するものではありません。大規模な買付行為の提案が行われた場合に、それに応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様のご判断によってなされるべきであると考えます。

もともと、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

これらを十分に理解せず当社を支配した場合、ステークホルダー、特にお客様との信頼関係を失い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあります。このような企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付行為やこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、経営の効率化、統合効果の早期創出等に取組み、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様、地域社会、従業員、グループ及び関係会社等の各ステークホルダーの皆様の安心と信頼のうえに、企業価値をより一層高めるべく、成長性、生産性、効率性のさらなる向上に努めてまいります。

まず、エリア内の各商圈においてドミナント体制をとり、販促効率・物流効率の向上、消費者の認知度の向上などによりマーケットシェアの拡大を図ってまいります。また、家電以外の商品の積極的な展開を進めており、高い利便性を提供することで、店舗の競争力の強化を図ってまいります。

また、統合効果の創出に積極的に取り組んでおり、グループ各社で様々なノウハウを共有し、粗利率と収益の改善を図ってまいります。

さらに、当企業グループは、法令遵守や企業倫理の重要性を認識するとともに、変化する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と経営の健全性向上を図ることによって、企業価値を継続して高めていくことを最重要課題の一つとして位置付けております。その実現のために、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様、地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主

総会、取締役会、監査役会、会計監査人等の法令上の機関制度を一層強化・整備してコーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして当社株券等に対する大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を平成20年6月27日開催の第7回定時株主総会の決議により導入いたしました。平成23年5月11日開催の取締役会におきまして、平成23年6月29日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって本対応策を継続しないことを決議いたしました。

今後は組織の一本化やグループ経営資源の集中など経営の効率化を図り、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に努めるとともに、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対しては、金融商品取引法の定める手続きに則り、適切な情報の開示を求めるとともに、当社の判断や意見等も公表することで、株主の皆様が大規模買付行為に対し適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めてまいります。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	10,684	支払手形及び買掛金	39,543
受取手形及び売掛金	29,492	短期借入金	23,000
商品及び製品	80,577	一年内返済予定の長期借入金	19,106
繰延税金資産	8,723	一年内償還予定の社債	500
その他	17,735	リース債務	151
貸倒引当金	△69	未払法人税等	499
流動資産合計	147,144	未払消費税等	880
II 固定資産		賞与引当金	5,394
1 有形固定資産		ポイント引当金	8,689
建物及び構築物	70,076	その他の	25,996
工具、器具及び備品	4,247	流動負債合計	123,762
土地	76,038	II 固定負債	
リース資産	1,946	転換社債型新株予約権付社債	1,765
建設仮勘定	1,714	長期借入金	60,206
その他	451	リース債務	877
有形固定資産合計	154,474	再評価に係る繰延税金負債	2,180
2 無形固定資産		退職給付引当金	9,376
のれん	0	商品保証引当金	5,992
その他	11,304	資産除去債務	4,823
無形固定資産合計	11,304	負債ののれん	1,707
3 投資その他の資産		その他	7,732
投資有価証券	4,869	固定負債合計	94,661
繰延税金資産	8,429	負債合計	218,424
差入保証金	30,542	(純資産の部)	
その他	6,272	I 株主資本	156,479
貸倒引当金	△383	資本金	10,174
投資その他の資産合計	49,730	資本剰余金	82,334
固定資産合計	215,509	利益剰余金	65,447
資産合計	362,653	自己株式	△1,476
		II その他の包括利益累計額	△13,110
		その他有価証券評価差額金	8
		土地再評価差額金	△13,118
		III 新株予約権	246
		IV 少数株主持分	613
		純資産合計	144,229
		負債・純資産合計	362,653

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高		759,025
II 売上原価		573,809
III 売上総利益		185,215
III 販売費及び一般管理費		175,929
IV 営業利益		9,286
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	417	
仕入割引	5,203	
負のれん償却額	1,926	
その他の	1,194	8,741
V 営業外費用		
支払利息	1,054	
持分法による投資損失	54	
貸倒引当金繰入額	76	
その他の	458	1,643
VI 特別利益		16,384
VI 特別利益		
固定資産売却益	21	
負のれん発生益	1,859	
その他の	318	2,199
VII 特別損失		
VII 特別損失		
固定資産売却損	31	
固定資産除却損	255	
減損損	3,991	
貸借契約解約損	151	
課徴金	4,047	
その他の	159	8,636
税金等調整前当期純利益		9,947
法人税、住民税及び事業税	2,758	
法人税等調整額	1,625	4,384
少数株主損益調整前当期純利益		5,563
少数株主利益		1,865
当期純利益		3,697

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,174	82,346	64,418	△2,183	154,756
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△2,567		△2,567
土地再評価差額金の取崩			△101		△101
当 期 純 利 益			3,697		3,697
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△12		707	694
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△12	1,028	706	1,722
当 期 末 残 高	10,174	82,334	65,447	△1,476	156,479

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金	その他の包括利 益累計額合計			
当 期 首 残 高	△135	△13,533	△13,668	209	14,650	155,947
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△2,567
土地再評価差額金の取崩						△101
当 期 純 利 益						3,697
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						694
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	143	415	558	36	△14,037	△13,441
連結会計年度中の変動額合計	143	415	558	36	△14,037	△11,718
当 期 末 残 高	8	△13,118	△13,110	246	613	144,229

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1-1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

(1) 主要な連結子会社の名称

(株)エディオンコミュニケーションズ

(株)エヌワーク

エム・イー・ティー特定目的会社

(株)サンキュー

(株)サンキューハウスシステム

(株)ミスターコンセント

当社は、前連結会計年度において100%連結子会社であった(株)コムネットを平成23年4月1日付で吸収合併したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

また、連結子会社であった(株)サンキュー高島屋他144社は、平成23年9月1日付で連結子会社である(株)サンキューに吸収合併されたため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

さらに、当社は、新たに(株)サンキューハウスシステム及び(株)ミスターコンセントの株式を平成23年10月3日付で取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

なお、(株)サンキューハウスシステムは、平成24年4月1日付で(株)エディオンハウスシステムに社名変更をしております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度において、非連結子会社であったエム・エム・ケイ・エス・ジャパン(有)を営業者とする匿名組合は、匿名組合契約の期間満了に伴い当該匿名組合事業の清算を行い、匿名組合契約の全てを終了したため、子会社から除外しております。

1-2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 3社

(1) 主要な会社等の名称

(株)ふれあいチャンネル

(株)サンフレッチェ広島

(株)マルニ木工

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

ネオシステム(株)

持分法を適用しない理由

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等には及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

なお、前連結会計年度において、持分法を適用しない非連結子会社であったエム・エム・ケイ・エス・ジャパン(有)を営業者とする匿名組合は、匿名組合契約の期間満了に伴い当該匿名組合事業の清算を行い、匿名組合契約の全てを終了したため、子会社から除外しております。

1-3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちエム・イー・ティー特定目的会社の決算日は12月31日です。連結計算書類を作成するに当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、前述の決算日の翌日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

1-4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- a 満期保有目的の債券
- b その他有価証券

償却原価法(定額法)によっております。

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によって算定しております)。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

時価法によっております。

② デリバティブ取引

③ たな卸資産

- a 商品

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

評価方法

家庭電化商品については移動平均法及び最終仕入原価法によっております(移動平均法は主として㈱エディオンの商品に、最終仕入原価法は主として㈱サンキューの商品に適用されております)。また、ホームセンター商品については主として売価還元法によっております。

最終仕入原価法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

- (リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。ただし、平成10年3月31日以前取得の建物の一部については定率法によっております。建物以外の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2～60年

工具、器具及び備品 2～20年

定額法によっております。

② 無形固定資産

- (リース資産を除く)

なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ リース資産

(3) 繰延資産の処理方法

① 社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

② 株式交付費

3事業年度にわたり毎期均等額を償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

④ ポイント引当金

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、連結会計年度末における将来の利用見込額を計上することとしております。

⑤ 商品保証引当金

販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき将来の修理費用見込額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金ヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び過年度に発生した負ののれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で、その他については5年間で均等償却しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

1-5. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

①前連結会計年度において、特別利益の「投資有価証券売却益」(当連結会計年度の金額は0百万円)として区分掲記されていたものは、当連結会計年度において重要性が乏しくなったため、当連結会計年度では特別利益の「その他」に含めて掲記しております。

②前連結会計年度において、特別損失の「投資有価証券評価損」(当連結会計年度のコ金額は123百万円)として区分掲記されていたものは、当連結会計年度において重要性が乏しくなったため、当連結会計年度では特別損失の「その他」に含めて掲記しております。

1-6. 追加情報

(1) (会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(2) (法人税率の変更等による影響)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度までに解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率の変更により、連結貸借対照表における繰延税金資産(繰延税金負債を控除した額)は1,431百万円、再評価に係る繰延税金負債は313百万円それぞれ減少し、連結損益計算書における法人税等調整額は1,427百万円増加し、その結果、当期純利益は1,427百万円減少しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

2-1. 有形固定資産の減価償却累計額	113,044百万円
2-2. 非連結子会社及び関連会社に対する株式	423百万円
2-3. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
建物及び構築物	5,403百万円
土地	6,368 〃
計	11,771百万円
(2) 担保に係る債務	
長期借入金及び一年内返済予定の長期借入金	1,904百万円
一年内償還予定の社債	500 〃
固定負債の「その他」(預り保証金)	1,162 〃
計	3,566百万円
2-4. 保証債務	
金融機関からの借入	
株ふれあいチャンネル	349百万円
その他	
従業員	2百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

3-1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

105,665,636株

3-2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,537百万円	15円	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	1,031百万円	10円	平成23年9月30日	平成23年12月7日

- (注) 1. 平成23年6月29日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金14百万円を含めておりません。これは従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。
2. 平成23年11月11日取締役会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金4百万円を含めておりません。これは従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。

3-3. 当連結会計年度末後に行う剰余金の配当に関する事項

平成24年6月28日開催予定の第11回定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 配当金の総額 | 1,035百万円 |
| (2) 1株当たり配当額 | 10円 |
| (3) 基準日 | 平成24年3月31日 |
| (4) 効力発生日 | 平成24年6月29日 |

3-4. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 目的となる株式の数 | 1,511,000株 |
| (3) 新株予約権の残高 | 246百万円 |

4. 金融商品に関する注記

4-1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当企業グループは、資金運用においては、短期的な預金等、安全性の高い金融商品及び原則として元本が毀損する可能性の低い比較的安全性の高いデリバティブを組み込んだ複合金融商品で運用することとしております。また、資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行等により調達することとしており、金利関連のデリバティブは、金利変動リスクを回避するためにのみ利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、このうち時価のあるものは市場価格の変動リスクに晒されております。また時価のないものについても、当該企業の経営成績等により、減損のリスクに晒されております。これらのリスクに関しましては、定期的にその時価及び企業価値を把握し、重要な変動が認められた場合は取締役会に報告される体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのすべてが1年内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジ有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、CMS(キャッシュマネージメントシステム)をグループ内で利用することなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

4-2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注)2参照

(単位：百万円)

	連結 貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預金	10,684	10,684	—
②受取手形及び売掛金	29,492	29,492	—
③有価証券及び投資有価証券			
a 満期保有目的の債券	6	6	—
b その他有価証券	4,095	4,095	—
資産計	44,279	44,279	—
①支払手形及び買掛金	39,543	39,543	—
②短期借入金	23,000	23,000	—
③一年内償還予定の社債	500	500	0
④転換社債型新株予約権付社債	1,765	1,749	△15
⑤長期借入金(*)	79,313	78,143	△1,169
⑥リース債務(*)	1,029	1,093	64
負債計	145,151	144,030	△1,120
デリバティブ取引	—	—	—

(*)流動負債に含まれている1年以内に期限到来の長期借入金及びリース債務を含めております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 資産

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 負債

①支払手形及び買掛金、並びに②短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

③一年内償還予定の社債及び④転換社債型新株予約権付社債

社債はすべて市場価格のないものであり、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑤長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものの時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられた利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑥リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

a 通貨関連

該当事項はありません。

b 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	59,255	46,000	(*)	—

(*)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	350
関係会社株式	423
差入保証金	30,542

これらについては市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、表中には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

5-1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び当社の一部の子会社では、大阪府や愛知県などその他の主要都市において、賃貸用の店舗物件(土地、建物を含む)を有しております。

5-2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
25,915	24,596

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,384円69銭
1株当たり当期純利益	35円87銭

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	9,099	買掛金	33,238
受取手形	12	短期借入金	28,389
商品及び製品	34,075	一年内返済予定の長期借入金	18,406
原材料及び貯蔵品	70,949	リース債	151
前払費用	335	未払金	14,425
繰延税金資産	4,084	未払費用	84
短期貸付金	6,547	未払法人税等	28
未収入金	247	未払消費税等	717
その他金	5,004	受取引当金	8,175
流動資産合計	140	預り金	502
	△54	与引当金	4,845
	130,441	賞与引当金	6,455
II 固定資産		イン受取益	610
1 有形固定資産		その他	459
建物	59,155	流動負債合計	116,491
構築物	2,704	II 固定負債	
機械及び装置	415	転換社債型新株予約権付社債	1,765
車両運搬具	6	長期借入金	60,206
工具、器具及び備品	3,694	リース債	877
土地	70,423	再評価に係る繰延税金負債	2,180
建物	1,946	退職給付引当金	9,261
有形固定資産合計	1,700	商品保証引当金	3,783
	140,047	資産除却債務	4,342
2 無形固定資産		のれん	1,707
のれん	0	受入保証金	7,282
借地権	709	その他	406
商標	88	固定負債合計	91,814
ソフトウエア	9,543	負債合計	208,306
その他無形固定資産	757	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産合計	11,099	I 株主資本	151,441
3 投資その他の資産		資本	10,174
投資有価証券	2,232	資本剰余金	108,786
関係会社株	16,185	資本準備金	62,371
その他の関係会社有価証券	5,300	資本準備金	28,786
出資	1	その他資本剰余金	46,414
長期貸付金	2,671	利益剰余金	33,957
関係会社長期貸付金	312	その他利益剰余金	33,957
長期前払費用	1,669	繰越利益剰余金	33,957
繰延税金資産	7,163	自己株	△1,476
繰延税金	28,880	II 評価・換算差額等	△13,171
その他金	1,199	その他有価証券評価差額金	△53
投資その他の資産合計	△381	土地再評価差額金	△13,118
固定資産合計	65,233	III 新株予約権	246
資産合計	216,380	純資産合計	138,515
	346,821	負債・純資産合計	346,821

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高		667,768
II 売上原価		502,247
III 売上総利益		165,521
III 販売費及び一般管理費		160,280
IV 営業利益		5,240
IV 営業外収益		
受取利息	93	
受取配当金	1,472	
仕入割引	4,891	
負債のれん償却額	1,926	
その他	945	9,329
V 営業外費用		
支払利息	1,041	
その他	433	1,475
VI 特別利益		13,094
固定資産売却益	18	
抱合せ株式消滅差益	1,537	
その他	141	1,697
VII 特別損失		
固定資産除却損失	240	
減損損失	4,031	
投資有価証券評価損	200	
固定資産売却損	30	
賃貸借契約解約損	151	
課徴金	4,047	
その他	9	8,710
税引前当期純利益		6,081
法人税、住民税及び事業税	1,173	
法人税等調整額	2,514	3,688
当期純利益		2,392

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	10,174	62,371	46,426	108,798	34,233	△2,183	151,023
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当					△2,567		△2,567
土地再評価差額金の取崩					△101		△101
当 期 純 利 益					2,392		2,392
自己株式の取得						△0	△0
自己株式の処分			△12	△12		707	694
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	△12	△12	△276	706	418
当 期 末 残 高	10,174	62,371	46,414	108,786	33,957	△1,476	151,441

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△135	△13,533	△13,669	209	137,563
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△2,567
土地再評価差額金の取崩					△101
当 期 純 利 益					2,392
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					694
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	82	415	497	36	534
事業年度中の変動額合計	82	415	497	36	952
当 期 末 残 高	△53	△13,118	△13,171	246	138,515

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

- a 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。
- b 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法によっております。
- c その他有価証券 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によって算定しております)。
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

a 商品

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

評価方法

家庭電化商品については主として移動平均法によっております。また、ホームセンター商品については主として売価還元法によっております。

最終仕入原価法による原価法によっております。

b 貯蔵品

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。ただし、平成10年3月31日以前取得の建物の一部については定率法によっております。建物以外の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	2～50年
構築物	2～60年
工具、器具及び備品	2～20年

②無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

①社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

②株式交付費

3事業年度にわたり、毎年均等額を償却しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

④ポイント引当金

ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における将来の利用見込額を計上することとしております。

⑤商品保証引当金

販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき将来の修理費用見込額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金がヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び過年度に発生した負ののれんの償却については、発生年度から実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で、その他については5年間で均等償却しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

1-2. 表示方法の変更

(1) (貸借対照表)

前事業年度において、投資その他の資産の「敷金」(当事業年度末の残高は17,300百万円)として区分掲記されていたものは、当事業年度より連結貸借対照表との整合性を図るため、当事業年度では投資その他の資産の「差入保証金」に含めて掲記しております。

(2) (損益計算書)

①前事業年度において、営業外費用の「新株発行費償却」(当事業年度の金額は1百万円)、「社債発行費償却」(当事業年度のコレは6百万円)及び「貸倒引当金繰入額」(当事業年度の金額は74百万円)として区分掲記されていたものは、当事業年度において重要性が乏しくなつたため、当事業年度では営業外費用の「その他」に含めて掲記しております。

②前事業年度において、特別利益の「投資有価証券売却益」(当事業年度の金額は0百万円)として区分掲記されていたものは、当事業年度において重要性が乏しくなつたため、当事業年度では特別利益の「その他」に含めて掲記しております。

1-3. 追加情報

(1) (会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(2) (法人税率の変更等による影響)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度までに解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率の変更により、貸借対照表における繰延税金資産(繰延税金負債を控除した額)は1,172百万円、再評価に係る繰延税金負債は313百万円それぞれ減少し、損益計算書における法人税等調整額は1,168百万円増加し、その結果、当期純利益は1,168百万円減少しております。

2. 貸借対照表に関する注記

2-1. 有形固定資産の減価償却累計額 103,196百万円

2-2. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	6,354百万円
関係会社に対する長期金銭債権	390 〃
関係会社に対する短期金銭債務	5,758 〃

2-3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	3,554百万円
構築物	128 〃
土地	1,245 〃
計	4,927百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金及び一年内返済予定の長期借入金	1,204百万円
受入保証金	1,162 〃
計	2,366百万円

2-4. 保証債務

金融機関からの借入	
株ふれあいチャンネル	349百万円
その他	
従業員	2百万円

2-5. 土地の再評価

当社は土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき保有する事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

平成14年3月28日及び平成14年3月31日

再評価を行った土地の平成24年3月31日現在における時価と再評価後の帳簿価額との差額

10,172百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	31,336百万円
仕入高	32,245 〃
販売費及び一般管理費	3,573 〃
営業取引以外の取引高	1,180 〃

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式

2, 126, 650株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
減価償却費	1, 481 百万円
貸倒引当金	157 //
賞与引当金	1, 841 //
未払法定福利費	213 //
減損損失	6, 722 //
退職給付引当金	3, 379 //
ポイント引当金	2, 453 //
商品保証引当金	1, 437 //
その他有価証券減損	151 //
合併引継土地	3, 351 //
資産除去債務	1, 545 //
その他	2, 908 //
繰延税金資産小計	25, 643 百万円
評価性引当額	△11, 118 百万円
繰延税金資産合計	14, 524 百万円
(繰延税金負債)	
建物圧縮記帳積立金	△107 百万円
資産除去資産	△597 //
その他有価証券評価差額金	△33 //
その他	△75 //
繰延税金負債合計	△813 百万円
繰延税金資産の純額	13, 710 百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

6-1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

営業用店舗設備(建物)等であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「(2)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	建物	工具、器具 及び備品	その他	合計
取得価額相当額	3,924	1,358	733	6,017
減価償却累計額相当額	1,864	1,122	607	3,595
減損損失累計額相当額	—	0	—	0
期末残高相当額	2,060	235	125	2,421

②未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年以内

567百万円

1年超

1,995 //

合計

2,563百万円

リース資産減損勘定の残高

0百万円

③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額

a 支払リース料

478百万円

b リース資産減損勘定の取崩額

192 //

c 減価償却費相当額

622 //

d 支払利息相当額

38 //

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差異を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

6-2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年以内	3,586百万円
1年超	26,331 〃
合計	29,917百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

7-1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社エディオンコミュニケーションズ	所有 直接100%	商品仕入 商品販売 資金の借入	仕入高(注)1 売上高(注)1 資金の借入(注)2	32,245 30,175 (注)3 -	売掛金 短期借入金	4,434 3,718

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 仕入高、売上高については、携帯電話等の仕入及びその販売にかかわるインセンティブ収入であり、携帯電話等事業会社との取引価格に基づき決定しております。
2. 資金の貸付及び預りについては、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。なお、担保の受入及び提供はありません。
3. 資金の借入については当社が資金の一元管理を行っており、資金の決済は随時行われております。このため、取引金額としての把握が困難であるため記載を省略しております。
4. 取引金額には消費税等を含んでおりません。期末残高には消費税等を含めております。

7-2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社ショーエイ	-	保険の取次	保険料	130	前払費用 未払金	53 6

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含んでおりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 保険料の支払については、火災保険・車両保険等を定められた保険料率に基づいて決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,335円43銭
1株当たり当期純利益	23円21銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月16日

株式会社エディオン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本操司	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西原健二	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤嘉章	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エディオンの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エディオン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月16日

株式会社エディオン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本操司	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西原健二	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤嘉章	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エディオンの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議並びに代表取締役との定期会合に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、主要な子会社に赴き、調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は、公正取引委員会から、不公正な取引方法に関し、独占禁止法第2条第9項第5号（優越的地位の濫用）に該当し、同法第19条の規定に違反する行為があったとして、平成24年2月に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。同委員会の命令につきましては、当社の認識と異なり、同年3月に同委員会に対し、独占禁止法第49条第6項及び同法第50条第4項の規定に基づき審判を請求しております。当監査役会は、当社グループを挙げてコンプライアンス体制強化及び法令遵守の再徹底が図られていることを確認しております。今後ともコンプライアンス体制及び企業倫理が一層強化・徹底されるよう監査の充実に努めてまいります。

- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月23日

株式会社エディオン 監査役会

常勤監査役 梅原正幸[Ⓔ]

監査役 佐々木正弘[Ⓔ]

社外監査役 異相武憲[Ⓔ]

社外監査役 沖中隆志[Ⓔ]

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、配当政策を重要な経営課題の一つと認識しており、株主の皆様への安定的配当の実施を念頭に置きながら業績及び経営基盤強化のための内部留保等を勘案し、配当金額を決定することを基本方針としております。

当期末の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

当期末の株主配当金につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして1株につき10円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額1,035,389,860円

なお、昨年12月に中間配当金として1株につき10円をお支払いいたしておりますので、年間にお支払いする配当金は1株につき20円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成24年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の定款を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第4章取締役および取締役会第22条について、役付取締役の選定に関する規定を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第22条 (条文省略) ② (条文省略) ③ 取締役会は、その決議により会長、社長各1名、副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第22条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ 取締役会は、その決議により会長、社長各1名、 <u>副会長</u> 、副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役10名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を2名減員し、取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	くぼまさたか 久保允誉 (昭和25年2月18日)	昭和56年6月 第一産業㈱取締役 平成4年4月 ㈱ダイイチ代表取締役社長 平成9年4月 ㈱デオデオ代表取締役社長 平成14年3月 当社代表取締役会長 平成15年7月 ㈱デオデオ代表取締役会長 平成15年7月 当社代表取締役社長(現任)	2,011,800株
2	おかじましょういち 岡嶋昇一 (昭和25年11月22日)	昭和56年3月 ㈱栄電社取締役 平成5年6月 同社代表取締役社長 平成10年7月 ㈱エイデン代表取締役社長 平成14年3月 当社代表取締役社長 平成15年7月 当社代表取締役副社長 平成16年6月 当社取締役副社長 平成21年10月 ㈱エディオンEAST代表取締役社長 平成22年6月 当社代表取締役副社長(現任) 平成22年10月 ㈱エディオンコミュニケーションズ代表取締役社長(現任) 平成23年10月 ㈱サンキュー代表取締役社長(現任)	1,288,600株
3	ともりのかずとし 友則和寿 (昭和26年2月28日)	平成2年6月 ㈱ダイイチ取締役 平成2年10月 同社常務取締役 平成7年6月 同社取締役副社長 平成14年3月 当社取締役 平成15年7月 ㈱デオデオ代表取締役社長 平成17年4月 当社取締役副社長 平成22年4月 ㈱エディオンWEST代表取締役社長 平成22年6月 当社代表取締役副社長 平成23年6月 当社取締役副社長(現任) 平成23年6月 ㈱エディオンコミュニケーションズ代表取締役会長(現任) 平成24年4月 ㈱エディオンハウスシステム代表取締役社長(現任)	20,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	ふな もり せい いち 船守 精一 (昭和29年1月14日)	平成16年10月 (株)デオデオ本店店長 平成17年4月 同社営業統括本部長兼中国四国営業本部長兼当社中国四国営業本部長 平成18年6月 同社取締役 平成19年4月 同社常務取締役 平成19年4月 当社商品統括本部長 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成21年4月 当社営業本部長 平成22年4月 当社商品本部長 平成23年4月 当社営業本部長 平成24年4月 当社マーケティング本部長(現任)	8,200株
5	か とう ひろ ひさ 加藤 徳寿 (昭和35年3月12日)	昭和53年3月 (株)栄電社入社 平成9年4月 同社情報商品部長 平成14年4月 (株)エイデン執行役員 平成16年6月 同社取締役 平成19年4月 同社常務取締役営業本部長 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成22年10月 当社EASTカンパニー営業本部長 平成23年4月 当社商品本部長 平成24年4月 当社営業本部長兼商品統括部長(現任)	7,900株
6	あさ だ ゆう じ 麻田 祐司 (昭和47年6月15日)	平成9年10月 監査法人トーマツ入所 平成12年4月 税理士法人トーマツへ転籍 平成13年4月 公認会計士登録 平成16年5月 当社入社 経理部長 平成19年4月 当社財務経理部長兼内部統制推進室長 平成20年6月 当社取締役(現任) 平成21年4月 当社財務経理本部長兼財務経理部長 平成23年4月 当社財務経理本部長兼経理部長兼管理部長兼IR部長 平成23年10月 (株)サンキュー取締役(現任) 平成24年4月 当社管理本部長兼財務経理統括部長(現任)	3,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	やま さき のり お 山 崎 徳 雄 (昭和32年1月15日)	平成元年4月 ㈱ダイイチ入社 平成12年10月 ㈱デオデオシンガポール支店支店長 平成15年4月 同社業態開発部長 平成17年4月 同社戦略推進室長 平成17年10月 同社社長室室長 平成18年6月 同社取締役 平成19年4月 当社戦略推進室長 平成21年4月 当社経営企画室長 平成21年6月 当社取締役(現任) 平成24年4月 当社経営企画本部長兼広報部長(現任)	6,100株
8	ゆ やま たか し 湯 山 隆 司 (昭和33年2月7日)	昭和55年3月 ㈱ミドリ電化入社 平成16年5月 同社取締役人材開発統括部長 平成17年10月 同社執行役員人事部長 平成19年8月 同社上席執行役員販売部長兼教育部長 平成20年4月 同社執行役員政策推進部長 平成21年10月 ㈱エディオンWEST第二総務部長 平成22年1月 同社フランチャイズ推進部長 平成22年4月 同社取締役人事本部長 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成22年10月 当社WESTカンパニー管理本部長 平成23年4月 当社店舗開発本部長(現任)	11,067株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 第一産業㈱、㈱ダイイチ、㈱デオデオ、㈱エディオンWEST、㈱栄電社、㈱エイデン、㈱エディオンEAST及び㈱ミドリ電化は、商号変更及び吸収合併により、現在㈱エディオンになっております。

以 上

第11回定時株主総会会場ご案内図

- 会 場 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー15階「トパーズ」(旧「京都」)
- 最寄りの駅 JR品川駅・京浜急行品川駅 下車徒歩3分
- お 願 い : 当日は駐車場の混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮お願い申し上げます。

[会場付近略図]

